

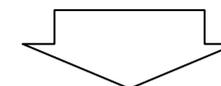
### ③ 民間活力を活かした事業

- ・民間老朽住宅建替支援事業（愛称：タテカエサポートینگ21）は、建替相談や専門家の派遣による合意形成、建設費等の一部を補助する建替建設費補助、建替えにあたっての従前居住者のための家賃補助を行っている。
- ・また、耐震診断費や改修費の補助、建ぺい率の緩和と防火規制の強化による建替え促進、建替えに合わせた狭あい道路の拡幅整備事業に取り組んでいる。

		事業の概要
民間老朽住宅建替支援事業(タテカエサポートینگ21)	建替えに向けた相談・アドバイザー派遣	①建替相談（日常相談・専門家相談） ②専門家の派遣による建替支援や合意形成のアドバイス（ハウジングアドバイザーの派遣）
	建替建設費補助	○民間老朽住宅を一定の条件を満たした住宅へ建替える場合、建設費などの一部を補助する ・除却費 ・設計費 ・共同施設整備費
	従前居住者向け家賃補助	○上記建設費補助対象となる老朽住宅の従前居住者が仮移転・再入居・転出する場合に、従前家賃と従後家賃の差額の一部を一定期間補助する
住宅・建築物耐震改修等補助事業		○一定の要件を満たす住宅等の耐震診断・耐震改修費用の一部に対して補助する
建ぺい率緩和と防火規制の強化		○第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに準工業地域の一部に適用 ・建ぺい率「60%→80%」へ緩和 ・前面道路幅員による容積率低減数値「0.4→0.6」への緩和 ・防火規制の強化（建ぺい率の緩和を受ける建築物は、準耐火建築物以上の耐火性能を必要とする）
狭あい道路拡幅促進整備事業		○道路後退部分及び隅切り部分について、用地買収は行わず、建築主等の協力を得て、大阪市が道路舗装し、道路境界石・後退表示板を設置する

【老朽住宅の建替イメージ】

<従前建物>老朽木造住宅



<従後建物>共同住宅等



【狭あい道路の整備イメージ】



(大阪市の直接施工)